

## 住所・氏名を変更された場合の手続についてのお知らせ

1 住所・氏名を変更された場合は、既にお持ちの郵便貯金の全部について、お早めに、お届済みの旧住所・氏名の変更の手続をおとりいただきますようお願いいたします。

※ 郵便物の転居届とは別に郵便貯金にお届けいただいた住所・氏名の変更のお届けが必要ですので、ご了承ください。

2 住所・氏名の変更の手続をおとりいただけない場合、郵便貯金に関する「満期のご案内」「満期日経過のご案内」「権利消滅のご案内（催告書）」や払戻証書に関する「払戻しをお勧めする通知」がお手元に届かないことがあり、郵便貯金や払戻証書について払戻しの請求等の手続をされないまま一定の期間を経過した場合、権利が消滅しますので、ご注意ください。

3 住所・氏名の変更の手続は、郵便貯金証書、お届け印及びご本人であることを確認できる健康保険証・運転免許証などの証明書類をご持参の上、お近くの郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の本支店・出張所をお願いいたします。

なお、姓名が変更となる場合や住所・氏名双方が変更となる場合は、戸籍抄本などの変更内容が確認できる書類も併せてご持参願います。

※ 複数の郵便貯金証書等をお持ちの方は、それぞれの貯金証書等に対して住所・氏名の変更の手続が必要となりますので、お持ちの貯金証書等全てをご持参の上、手続をお願いいたします。